

# 第1章 立地適正化計画について

## 1-1. 計画策定の背景と目的

余市町では、人口減少・少子高齢化社会の進行、経済・社会情勢の変化に伴う地方財政の逼迫化、後志自動車道の延伸など都市をとりまく状況の変化に加え、町の最上位計画である「第5次余市町総合計画（令和4～令和13年）」に合わせ、まちづくりの方針を再検討する必要性が生じています。

このため、今後においても持続可能な都市運営を可能とし、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの連携を進めるため、都市再生特別措置法第81条の規定に基づく「立地適正化計画」を策定します。

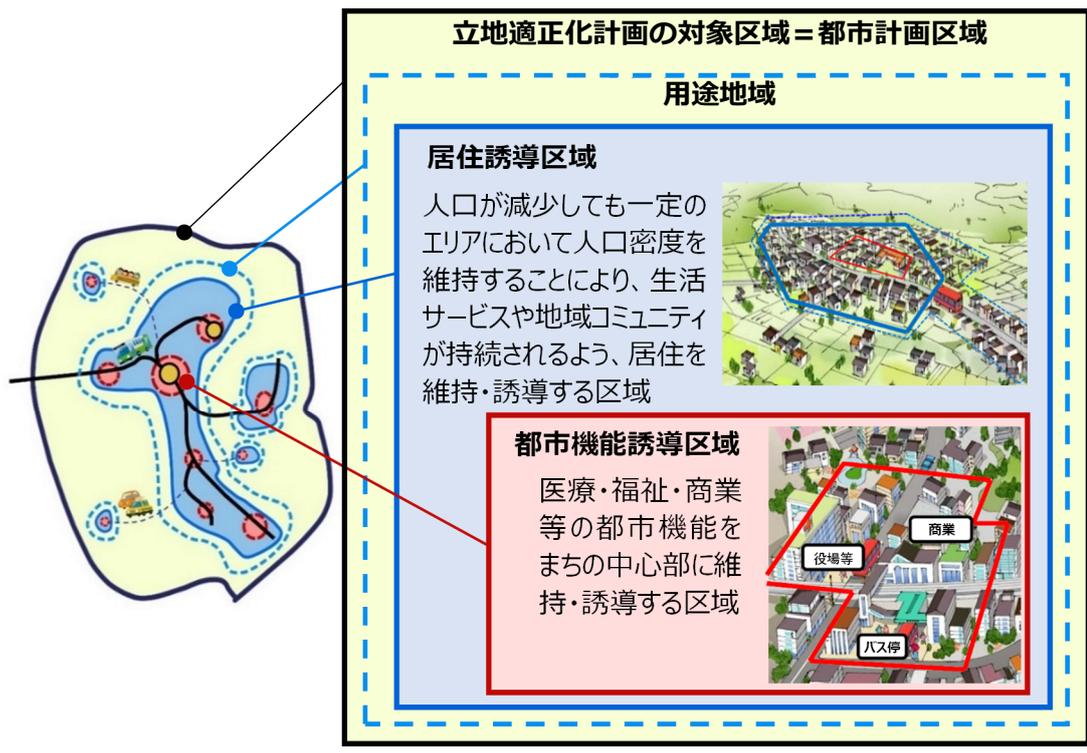
立地適正化計画は、我が国における人口の急激な減少と高齢化を背景に、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を形成することを目的に創設した制度です。

### ■立地適正化計画の概要

#### 【立地適正化計画に定める事項】

1. まちづくりの方針
2. 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針の検討
3. 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定
4. 誘導施設及び誘導施策、防災指針、並びに目標の設定

#### 【都市機能誘導区域・居住誘導区域のイメージ】

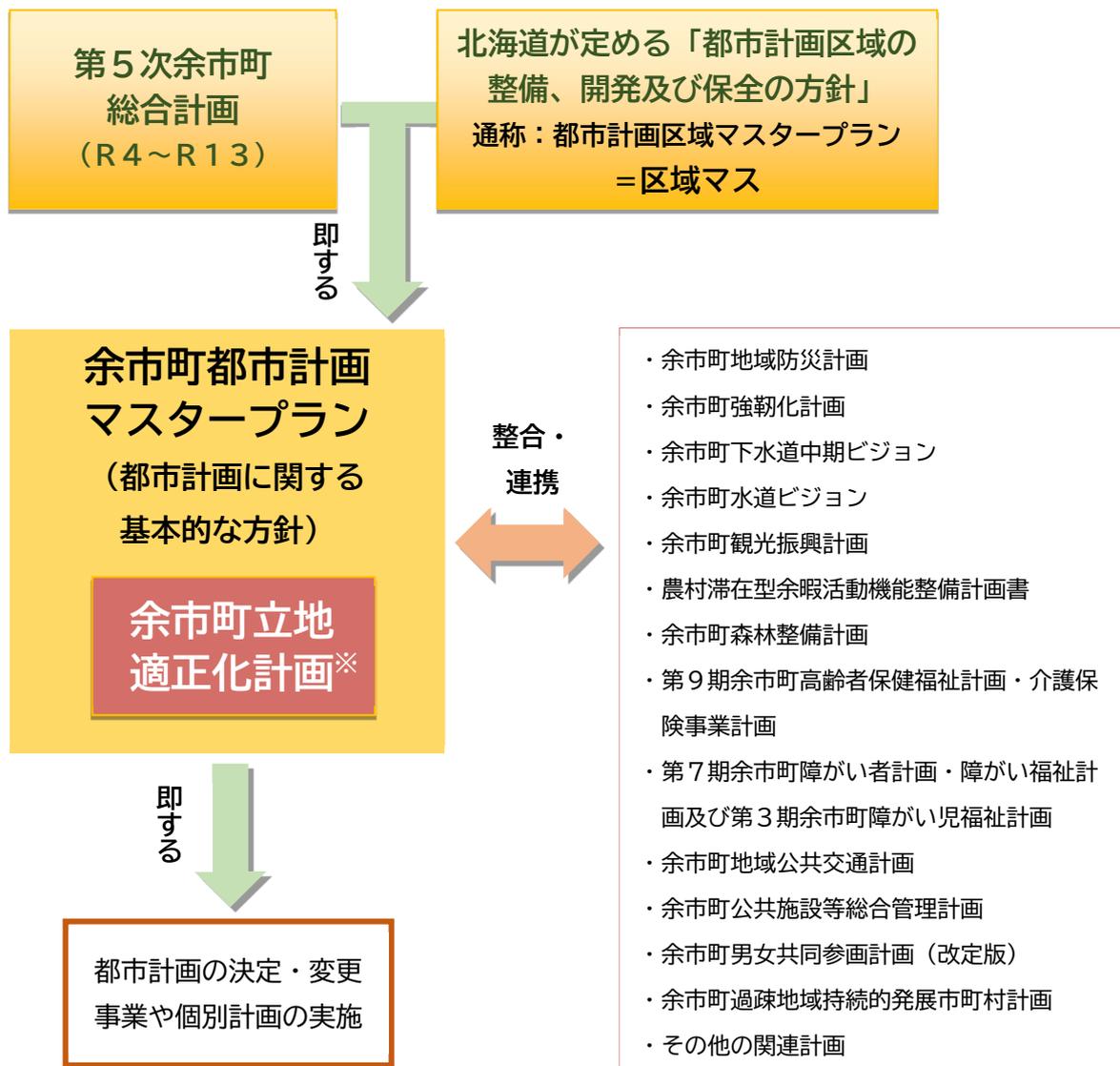


## 1-2. 計画の位置づけ

本計画は、「余市町都市計画マスタープラン」の一部として位置づけられます。

余市町のまちづくりの最上位計画である「第5次余市町総合計画」や、北海道が都市計画区域ごとに都市計画の方針を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を上位計画とし、商業、医療、福祉、公共交通、防災等の他分野の関連計画との連携及び整合を図るものとします。

### ■各種計画との関連性

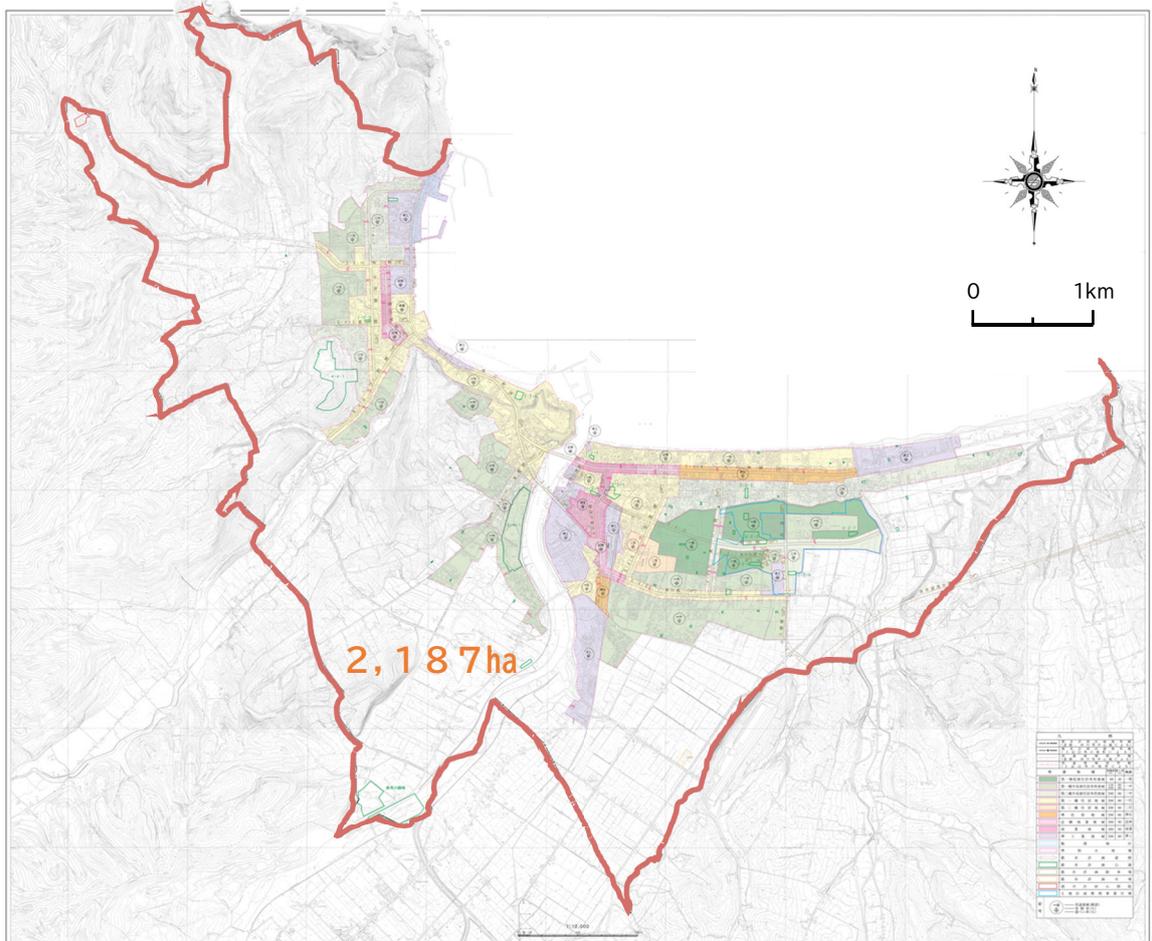


※立地適正化計画の一部は、都市計画マスタープランの一部とみなされます  
(都市再生特別措置法第82条)

### 1-3. 計画の対象区域

余市町立地適正化計画の対象区域は、余市町都市計画区域2,187haの区域を対象とします。

■余市町立地適正化計画対象区域



### 1-4. 計画期間

計画期間は、令和6年（2024年）度から令和25年（2043年）度の20年間とします。また、社会情勢の変化や、余市町の都市の動向を考慮し、状況に応じて見直しを行っていくこととします。